

ライフクリエートかほく 生活介護重要事項説明書

あなたに対する「ライフクリエートかほく」サービス提供開始にあたり、厚生労働省令に基づいて、当事業所があなたに説明すべき事項は次のとおりです。

1 事業者の概要

経営事業所の名称	社会福祉法人 四恩会
法人所在地	石川県羽咋郡宝達志水町今浜新耕128番地1
法人種別	社会福祉法人
代表者名	理事長 真田 穰治
電話番号	0767-28-2900

2 事業の目的と運営の方針

事業の種類	指定生活介護：平成19年4月1日指定
事業の目的	多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援します。
事業所の名称	ライフクリエートかほく
代表者氏名	管理者 岡田 文貴
事業所の所在地	かほく市七窪ハ7番地1
電話番号	076-283-7100
事業運営の方針	<p>①自立支援・利用者主体 利用者一人一人が自分らしく生活することができるよう、利用者の意思及び人格を尊重し、当該利用者の心身の状況及びその置かれている環境に応じて、生活全体を理解し、職業支援、生活等に関する相談及び助言並びに生活全般にわたる援助を適切に行います。</p> <p>②地域との連携 施設運営にあたっては、地域との結び付きを重視し、利用者の所在する市町、他の事業所その他保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者並びに本人が日常生活するうえで必要とされる社会的・人的資源をできる限り活用し、連携に努めます。</p> <p>③県条例に定める基準の遵守 石川県条例「指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例」を遵守します。</p>
開設年月日	平成19年4月1日
利用定員	1日 20人

3 施設の概要

(1) 施設

建物	構造	鉄骨造、平屋建（準耐火構造）		
	建築面積	1,497,29㎡	延床面積	1,335,88㎡
	利用定員	74人		
敷地面積		3549,54㎡		

(2) 主な設備

設備の種類	室数	面積	共用・専用の別	備考
事務・管理部門	513.8399㎡			
事務室	1室	82.8139㎡	共用	
多目的ルーム	1室	103.7438㎡	共用	
通所者更衣室	2室	15.638㎡	専用	
医務室・静養室	1室	12.8557㎡	共用	
支援相談室	1室	12.896㎡	共用	
介護・訓練部門	299.8444㎡			
テイルーム	1室	105.3709㎡	共用	
機能訓練室	1室	32.8861㎡	共用	
プレイルーム	1室	29.1018㎡	共用	
浴室	1室	18.472㎡	専用	
短期入所部門	95.5307㎡			
和室2人部屋	1室	16.38㎡	専用	
和室1人部屋	1室	14.4㎡	専用	
洋室2人部屋	1室	18.0㎡	専用	
洋室1人部屋	1室	14.4㎡	専用	
授産部門	426.6701㎡			
食堂 1	1室	123.1358㎡	共用	
食堂 2	1室	41.632㎡	共用	
購買部	1室	29.8113㎡	専用	
パン製造室	1室	39.948㎡	専用	
豆腐製造室	1室	34.7551㎡	専用	
厨房	1室	78.5342㎡	専用	

4 職員体制

(1) 職員の職種、員数及び保有資格

職 種	員数	区 分				保有資格
		常 勤		非常勤		
		専任	兼任	専従	兼任	
管理者	1人		1人			社会福祉士
サービス管理 責任者	1人		1人			社会福祉士
生活支援員	5人以上	4人以上		1人以上		介護福祉士
看護職員	1人	1人				准看護師
医師（嘱託）	1人			1人		医師

(2) 職員の勤務時間

職 種	勤 務 体 制
管理者	正規の勤務時間帯（8：15～17：15）常勤で勤務 但し、業務の都合により、適宜出勤時間を調整します。
生活支援員	正規の勤務時間帯（8：15～17：15）常勤で勤務 但し、送迎等の業務の都合により、適宜出勤時間を調整します。

5 営業日・営業時間

(1) 営業日

営業日は、毎週月曜日から土曜日です。ただし祝日等（国民の休日含）、8月15日、12月29日から1月3日は休業とします。

(2) 営業時間

活動時間は、午前9時より午後3時30分までです。但し、後片付けなどのために、午後4時ごろになることがあります。

(3) その他

上記の営業日・営業時間のほか、行事・季節慣例・突発的事由等により必要な場合は、随時営業、時間延長または休業、時間短縮することがあります。その際は、利用される方々へはご連絡を致します。

6 利用定員

1日の利用定員は20名です。

7 生活介護の概要

(1) 個別支援計画の作成

当事業所は、常に利用者の課題と意向を把握し、ケア会議を開催して利用者の支援計画を作成します。

また、この支援計画については、当事業所担当職員が利用者に説明して同意を得た上で作成することとし、利用者はいつでも支援計画についての説明を求め、意見を述べることができます。

(2) 生活介護の内容

種 類	内 容
介護・訓練	1) 生活能力の維持・向上のための介護 ①食事の介護 ②排泄の介護 ③入浴の介護 ④移動の介護 ⑤整容・保清のための介護 2) 身体機能維持・向上のための訓練 ①軽作業 ②リハビリ訓練 ③軽スポーツ
創作的活動	1) 創作活動 ①図画・工作 ②手芸 ③園芸 2) レクリエーション活動
相談援助	当施設は、利用者及びその家族からいかなる相談についても誠意を持って応じ、可能な限り必要な援助を行うように努めます。 <相談窓口> サービス管理責任者、相談支援専門員

(3) 環境整備サービス

種 類	内 容
給食・調理	事業所内の厨房で作り、提供します。
清 掃	利用者が快適な活動が送れるように定期的に清掃を行います。
整理整頓	事業所内外の整理整頓に務め、利用しやすい環境を保持します。
食事準備	個々に応じた食事を適切に準備します。
社会資源の活用	利用者が必要とする社会資源の情報提供を行い、適切に活用できるよう支援します。
安全管理	施設内外における利用者の安全が図られるよう配慮し、適切な支援を行います。

(4) 保健医療サービス

種 類	内 容
健康管理	基本的に、当事業所は健康な状態での利用が原則です。有熱時や激しい疼痛がある場合などは、自宅で静養するか医療機関に受診してください。 入浴される利用者に関しましては、検温を実施し、有熱者の入浴は中止とさせていただきます。
服薬管理	基本的に、薬は自己管理してください。ただし、本人または保護者より服薬の管理の依頼があった場合、当事業所職員が当事業所利用時間帯に限り、管理いたします。

緊急通院・治療	当事業所利用時に、緊急な診察、治療が必要と認められる場合は、利用者のかかりつけの医療機関があれば、そこに受診します。ただし、遠方の場合は当事業所近隣の医療機関に受診します。受診の際は、当事業所職員が付き添います。
---------	--

(5) 社会生活支援

種 類	内 容
コミュニケーション支援	コミュニケーションを図る上で、何らかの支援を必用とする利用者に対し、適切な支援を行います。
自己管理支援 (安全・健康・生活)	本人の希望を尊重しつつ、可能な限りあらゆる面で自己管理ができるよう支援を行います。
情報提供支援	本人の希望する又は必要な情報を提供できるよう可能な限り支援を行います。

(6) 利用者の選定により提供するサービス

種 類	内 容
特別な食事	利用者のご希望により特別な食事を提供します。
サービス提供時間	提供時間は、利用者の都合に対応します。ただし、その場合は、送迎ができない場合があります。

※利用者の選定によるサービスは、必要経費及び手数料等を徴収する場合があります。

(7) その他

種 類	内 容
サービス提供記録の保管	契約の終了後、法に定める期間保管します。
サービス提供記録の閲覧	土曜・日曜・祝祭日を除く9時から16時に閲覧可能です。
サービス提供記録の複写物の交付	複写に際しては、1枚につき10円いただきます。

8 利用料

お支払いいただく利用料は次のとおりです。

(1) 障害者総合支援法に基づく介護給付費の自己負担額

- ・利用者本人又は扶養義務者の負担能力に応じ市町長が定めた額を徴収いたします。別表をご参考ください。

(2) 必要経費

- ・送迎費については、別表をご参考ください。
- ・おやつは、施設内の売店で購入できます。現金で購入してください。

(3) 給食費

- ①一般 650円
- ②減免対象者 250円
- ③生活保護受給者 0円

(4) 利用者負担金の支払い方法

支払い方法は、①口座振替 ②銀行振り込み ③現金による支払いとなります。但し、口座振替にご協力をお願いします。

(5) 費用の額の支払いを受けた場合は、領収書を発行します。

(6) 実績記録への押印

毎月10日までに、実績記録を直接お渡しするか、郵送します。実績記録に押印し、返却していただきますようご協力をお願いします。

9 秘密の保持と個人情報の保護について

<p>①利用者及びその家族に関する秘密の保持について</p>	<p>事業者は、利用者及び家族等の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「福祉関係事業者における個人情報の適正な取扱いのためのガイドライン」を遵守し、適切な取り扱いに努めるものとします。</p> <ul style="list-style-type: none">○ 事業者及び事業者の使用する者（以下「職員」という。）は、サービス提供をする上で知り得た利用者及びその家族の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。○ また、この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後においても継続します。○ 事業者は、職員に業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、職員である期間及び職員でなくなった後においても、その秘密を保持すべき旨を、職員との雇用契約の内容とします。
<p>②個人情報の保護について</p>	<ul style="list-style-type: none">○ 事業者は、利用者からあらかじめ文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等で使用する等、他の障害福祉サービス事業者等に、利用者等の個人情報を提供しません。また利用者の家族の個人情報についても、当該利用者の家族からあらかじめ文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議で使用する等、他の福祉サービス事業者等に利用者の家族の個人情報を提供しません。○ 事業者は、利用者及びその家族に関する個人情報が含まれる記録物（紙によるものの他、電磁的記録を含む。）については、善良な管理者の注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。○ 事業者が管理する情報については、利用者の求めに応じてその内容を開示することとし、開示の結果、情報の訂正、追加または削除を求められた場合は、遅滞なく調査を行い、利用目的の達成に必要な範囲内で訂正等を行うものとします。（開示に際して複写料などが必要な場合は利用者の負担となります。）

10 当施設ご利用の際に留意いただく事項

来訪・面会	来訪者は、職員に確認し面会して下さい。
外出	外出の際は、外出する旨を職員まで申し出ていただき確認を取って下さい。
設備・器具の利用	事業所内の設備、器具は本来の用法に従ってご利用下さい。これに反したご利用により破損等が生じた場合、賠償していただくことがあります。
喫煙・飲酒	喫煙は敷地内の決められた場所をお願いします。施設内は全館禁煙です。飲酒は、事業所内行事以外は全面禁酒となります。
貴重品の管理	貴重品につきましては、利用者の責任において管理していただきます。なお、ご依頼があれば、鍵のついた場所等で管理します。
宗教活動・政治活動・営利活動	利用者の思想、信教は自由ですが、他の利用者に対する宗教活動、政治活動及び営利活動はご遠慮下さい。

11 非常災害時の対策

非常時の対応	別途定める『ライフクリエートかほく防災計画』により対応いたします。
平常時の訓練	別途定めるに『ライフクリエートかほく防災計画』により、年2回避難・防災訓練を、利用者の方も参加して実施します。
防災設備	自動火災報知器 有り 誘導灯 有り ガス漏れ報知器 有り ※カーテン、布団等は防火性のあるものを使用しております。
防災計画等	責任者（管理者）：岡田 文貴

12 事故発生時の対応

利用者への対応	利用者が事故により、身体に障害を発生している場合は、治療・生命維持のため、必要に応じて囑託医・協力病院と連携し、可能な限り応急処置をとります。
利用者への家族への連絡	説明は原則管理責任者が行い、もし管理責任者が不在等で速やかに連絡ができない場合は、指示により代理の職員が行うものとする。
事故状況把握	事故発生状況を正確に把握するとともに、事故の概要をできるだけ迅速に事故報告書を作成する。
関係機関への届出報告	事故の程度・状況に応じて関係機関へ報告する。
利用者・家族への対応	当事業所として、事故原因等を調査し明確にした上で、適切な対応をはかるとともに、当事業所が加入する損害賠償保険会社とも相談し、法律に基づく責任および責任割合を客観的に判断したうえで、利用者・家族に対し適切な事後対応をはかります。

保険加入	事故・災害に備えて、損害賠償保険に加入しています。 加入保険会社：A I G損害保険(株) 加入保険内容：施設損害賠償保険
------	---

13 提供するサービスの第三者評価の実施状況

実施の有無等	有
直近の受審日	令和2年3月
評価機関	(株)寺井 潔 ソーシャルワーカー事務所
評価結果の開示状況	有（ホームページにて掲載予定）

14 苦情等申立先

当事業所 ご利用相談窓口	窓口担当者 高木 知子、松本 万里子、相談支援専門員 ご利用期間 随時 電話番号 076-283-7100 ご意見箱を設置しておきますのでご利用ください。
第三者委員	氏 名 宝達 理恵 住 所 かほく市遠塚口52番地10（七塚健康福祉センター内） 電話番号 076-285-8885 氏 名 堀 久夫 住 所 石川県羽咋郡宝達志水町小川2-10-1 電話番号 0767-28-4384
県の窓口を紹介	県の窓口 「運営適正化委員会」（石川県社会福祉協議会内） 住 所 石川県金沢市本多町3-1-10 電話番号 076-222-8900

15 虐待防止のための対応

利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、下記の対策を講じます。

- (1) 事業所における虐待防止に関する責任者の選定及び設置をしています。

虐待防止・身体拘束適正化責任者	管理者 岡田 文貴
-----------------	-----------

- (2) 成年後見制度の利用を支援しています。
(3) 苦情解決体制を整備しています。
(4) 職員に対し、虐待の防止を啓発・普及するための研修を実施します。
(5) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を設置し、虐待の未然防止や虐待事案発生の検証、再発防止策の検討を行います。
(6) 職員は、虐待を受けたと思われる障害者を発見した際やその疑いがある行為を発見した場合は、速やかに管理者および福祉事務所や児童相談所、市町担当窓口に通告します。

16 身体拘束等の適正化について

- 1 利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下、「身体拘束等」という。）を行わないものとする。
- 2 事業所は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録するものとする。
- 3 事業所は、身体拘束等の適正化を図るため、次の措置を講ずるものとする。
 - (1) 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を設置
 - (2) 身体拘束等の適正化のための指針の整備
 - (3) 職員に対する身体拘束等の適正化のための研修の実施

17 協力医療機関

医療機関の名称	北谷クリニック	石川県立こころの病院
所在地	石川県かほく市高松ア1-1	石川県かほく市内高松ヤ36
電話番号	076-281-8801	076-281-1125
診療科	小児外科、内科	精神科
入院設備	なし	有り

令和 年 月 日

わたしは、この紙に書いてあることをライフクリエートかほく の から説明してもらいました。

利用者 住所
なまえ ⑩

代理人 住所
なまえ ⑩
(利用者との関係)

この生活介護事業を運営する管理者は、 さんがライフクリエートかほくを利用することについて、ここに書かれてあることを説明しました。

事業者 所在地 石川県羽咋郡宝達志水町今浜新耕128-1
名称 社会福祉法人 四恩会
代表者の名前 理事長 真田 穰治 ⑩

ライフクリエートかほく 短期入所重要事項説明書

あなたに対する「ライフクリエートかほく」サービス提供開始にあたり、厚生労働省令に基づいて、当事業所があなたに説明すべき事項は次のとおりです。

1 事業者の概要

経営事業所の名称	社会福祉法人 四恩会
法人所在地	石川県羽咋郡宝達志水町今浜新耕128番地1
法人種別	社会福祉法人
代表者名	理事長 真田 穰治
電話番号	0767-28-2900

2 事業の目的と運営の方針

事業の種類	指定短期入所：平成19年4月1日指定
事業の目的	多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援します。
事業所の名称	ライフクリエートかほく
代表者氏名	管理者 岡田 文貴
事業所の所在地	かほく市七窪ハ7番1
電話番号	076-283-7100
事業運営の方針	<p>①自立支援・利用者主体 利用者一人一人が自分らしく生活することができるよう、利用者の意思及び人格を尊重し、当該利用者の心身の状況及びその置かれている環境に応じて、生活全体を理解し、職業支援、生活等に関する相談及び助言並びに生活全般にわたる援助を適切に行います。</p> <p>②地域との連携 施設運営にあたっては、地域との結び付きを重視し、利用者の所在する市町、他の事業所その他保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者並びに本人が日常生活するうえで必要とされる社会的・人的資源をできる限り活用し、連携に努めます。</p> <p>③県条例に定める基準の遵守 石川県条例「指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例」を遵守します。</p>
開設年月日	平成19年4月1日
利用定員	1日 6人

3 施設の概要

(1) 施設

建物	構造	鉄骨造、平屋建（準耐火構造）		
	建築面積	1,497,29㎡	延床面積	1,335,88㎡
	利用定員	74人		
敷地面積		3549,54㎡		

(2) 主な設備

設備の種類	室数	面積	共用・専用の別	備考
事務・管理部門	513.8399㎡			
事務室	1室	82.8139㎡	共用	
多目的ルーム	1室	103.7438㎡	共用	
通所者更衣室	2室	15.638㎡	専用	
医務室・静養室	1室	12.8557㎡	共用	
支援相談室	1室	12.896㎡	共用	
介護部門	299.8444㎡			
デイルーム	1室	105.3709㎡	共用	
機能訓練室	1室	32.8861㎡	共用	
プレイルーム	1室	29.1018㎡	共用	
浴室	1室	18.472㎡	専用	
短期入所部門	95.5307㎡			
和室2人部屋	1室	16.38㎡	専用	
和室1人部屋	1室	14.4㎡	専用	
洋室2人部屋	1室	18.0㎡	専用	
洋室1人部屋	1室	14.4㎡	専用	
授産部門	426.6701㎡			
食堂1	1室	123.1358㎡	共用	
食堂2	1室	41.632㎡	共用	
購買部	1室	29.8113㎡	専用	
パン製造室	1室	39.948㎡	専用	
豆腐製造室	1室	34.7551㎡	専用	
厨房	1室	78.5342㎡	専用	

(3) 職員体制

職種	員数	区分				保有資格
		常勤		非常勤		
		専任	兼任	専従	兼任	
管理者	1人		1人			社会福祉士
サービス管理責任者	1人		1人			社会福祉士
生活支援員	1人	1人				ヘルパー2級

4 職員の勤務体制

職 種	勤 務 体 制
管 理 者	正規の勤務時間帯（８：１５～１７：１５）常勤で勤務 但し、業務の都合により、適宜出勤時間を調整します。
生活支援員	正規の勤務時間帯（８：１５～１７：１５）常勤で勤務 但し、業務の都合により、適宜出勤時間を調整します。 夜勤者の勤務時間は（１６：００～翌１０：００）
栄 養 士	正規の勤務時間帯（８：１５～１７：１５）常勤で勤務
医師	嘱託

5 短期入所の概要

（１）営業日・営業時間

①営業日は、休業日と定めてある1月1日～1月3日、5月3日～5月5日、8月15日、12月29日～12月31日を除く日とします。但し、必要に応じ利用の相談には応じます。また、上記の日以外にも、事業所の都合により営業しない日を設けることがあります。

②短期入所の初日の受け入れ時間は、午前8時からです。最終日は午後6時まで受け入れています。但し、帰宅時間をご相談いただければ、相談に応じます。

（２）個別支援計画の作成

当事業所は、常に利用者の課題と意向を把握し、ケア会議を開催して利用者の支援計画を作成します。

また、この支援計画については、当事業所担当職員が利用者に説明して同意を得た上で作成することとし、利用者はいつでも支援計画についての説明を求め、意見を述べることができます。

（３）生活支援の内容

種 類	内 容
介護・訓練	1) 生活能力の維持・向上のための介護 ①食事の介護 ②排泄の介護 ③入浴の介護 ④移動の介護 ⑤整容・保清のための介護 2) 身体機能維持・向上のための訓練 ①軽作業 ②リハビリ訓練 ③軽スポーツ
創作的活動	1) 創作活動 ①図画・工作 ②手芸 ③園芸 2) レクリエーション活動
相談援助	当施設は、利用者及びその家族からいかなる相談についても誠意を持って応じ、可能な限り必要な援助を行うように努めます。 <相談窓口> サービス管理責任者、相談支援専門員

（４）日中活動支援サービス

種 類	内 容
レク・スポーツ	スポーツ、レクレーションで楽しみます。
創作的活動	園芸や手芸や工作などをして楽しみます。
社会活動	地域や福祉関係機関の行事や催し物に参加します。

(5) 職業相談・就労支援サービス

種 類	内 容
福祉的就労	希望があれば、法的手続きや関係機関との連絡・調整を支援します。

(6) 環境整備サービス

種 類	内 容
給食・調理	事業所内の厨房で作り、提供します。
清 掃	利用者が快適な活動が送れるように定期的に清掃を行います。
整 理 整 頓	事業所内外の整理整頓に務め、利用しやすい環境を保持します。
食 事 準 備	個々に応じた食事を適切に準備します。
社会資源の活用	利用者が必要とする社会資源の情報提供を行い、適切に活用できるよう支援します。
安 全 管 理	施設内外における利用者の安全が図られるよう配慮し、適切な支援を行います。

(7) 保健医療サービス

種 類	内 容
健 康 管 理	基本的に、当事業所は健康な状態での利用が原則です。有熱時や激しい疼痛がある場合などは、自宅で静養するか医療機関に受診してください。入浴される利用者に関しましては、検温を実施し、有熱者の入浴は中止とさせていただきます。
服 薬 管 理	基本的に、薬は自己管理してください。ただし、本人または保護者より服薬の管理の依頼があった場合、当事業所職員が当事業所利用時間帯に限り、管理いたします。
緊急通院・治療	当事業所利用時に、緊急な診察、治療が必要と認められる場合は、利用者のかかりつけの医療機関があれば、そこに受診します。ただし、遠方の場合は当事業所近隣の医療機関に受診します。受診の際は、当事業所職員が付き添いします。

(8) 社会生活支援

種 類	内 容
コミュニケーション支援	コミュニケーションを図る上で、何らかの支援を必用とする利用者に対し、適切な支援を行います。
自己管理支援 (安全・健康・生活)	本人の希望を尊重しつつ、可能な限りあらゆる面で自己管理ができるよう支援を行います。
情報提供支援	本人の希望する又は必要な情報を提供できるよう可能な限り支援を行います。

(9) 障害者総合支援法に基づく給付費外サービス

種 類	内 容
社会生活上の便宜	行政機関に対する手続き等で不明な点がある場合は、当事業所に所属する社会福祉士等が相談応じます。

(10) 利用者の選定により提供するサービス

種 類	内 容
特別な食事	利用者のご希望により特別な食事を提供します。
サービス提供時間	提供時間は、利用者の都合に対応します。ただし、その場合は、送迎ができない場合があります。

※利用者の選定によるサービスは、必要経費及び手数料等を徴収する場合があります。

(11) その他

種 類	内 容
サービス提供記録の保管	契約の終了後、法に定める期間保管します。
サービス提供記録の閲覧	土曜・日曜・祝祭日を除く9時から16時に閲覧可能です。
サービス提供記録の複写物の交付	複写に際しては、1枚につき10円いただきます。

6 利用料

お支払いいただく利用料は次のとおりです。

(1) 介護給付費の自己負担額

- ・利用者本人又は扶養義務者の負担能力に応じ市町長が定めた額を徴収いたします。
別表をご参考ください。

(2) 必要経費

- ・おやつは、施設内の売店で購入できます。現金で購入してください。

(3) 給食費

①昼食：一般（小学生）650円（400円）

夕食：650円（400円）

朝食：300円（300円）

②減免対象者 250円

③生活保護受給者 0円

(4) 支給量外サービス

項 目	日 額	必要経費
支給量外サービス	実費	実費

(5) 利用者の選択により提供するサービス料金

特別な食事	実費材料費
-------	-------

(6) 利用者負担金の支払い方法

支払い方法は、①口座振替 ②銀行振り込み ③現金による支払いとなります。 但し、口座振替にご協力をお願いします。

(7) 実績記録への押印

毎月10日までに、実績記録を直接お渡しするか、郵送します。実績記録に押印し、返却していただきますようご協力をお願いします。

7 当施設ご利用の際に留意いただく事項

来訪・面会	来訪者は、職員に確認し面会して下さい。
外出	外出の際は、外出する旨を職員まで申し出ていただき確認を取って下さい。
設備・器具の利用	事業所内の設備、器具は本来の用法に従ってご利用下さい。これに反したご利用により破損等が生じた場合、賠償していただくことがあります。
喫煙・飲酒	喫煙は敷地内の決められた場所で行います。施設内は全館禁煙です。飲酒は、事業所内行事以外は全面禁酒となります。
貴重品の管理	貴重品につきましては、利用者の責任において管理していただきます。なお、ご依頼があれば、鍵のついた場所等で管理します。
宗教活動・政治活動・営利活動	利用者の思想、信教は自由ですが、他の利用者に対する宗教活動、政治活動及び営利活動はご遠慮下さい。

8 秘密の保持と個人情報の保護について

①利用者及びその家族に関する秘密の保持について	<p>事業者は、利用者及び家族等の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「福祉関係事業者における個人情報の適正な取扱いのためのガイドライン」を遵守し、適切な取り扱いに努めるものとします。</p> <p>○ 事業者及び事業者の使用する者（以下「職員」という。）は、サービス提供をする上で知り得た利用者及びその家族の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。</p> <p>○ また、この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後においても継続します。</p> <p>○ 事業者は、職員に業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、職員である期間及び職員でなくなった後においても、その秘密を保持するべき旨を、職員との雇用契約の内容とします。</p>
②個人情報の保護について	<p>○ 事業者は、利用者からあらかじめ文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等で使用する等、他の障害福祉サービス事業者等に、利用者等の個人情報を提供しません。また利用者の家族の個人情報についても、当該利用者の家族からあらかじめ文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議で使用する等、他の福祉サービス事業者等に利用者の家族の個人情報を提供しません。</p> <p>○ 事業者は、利用者及びその家族に関する個人情報が含まれる記録物（紙によるものの他、電磁的記録を含む。）については、善良な管理者の注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。</p> <p>○ 事業者が管理する情報については、利用者の求めに応じてその内容を開示することとし、開示の結果、情報の訂正、追加または削除を求められた場合は、遅滞なく調査を行い、利用目的の達成に必要な範囲内で訂正等を行うものとします。（開示に際して複写料などが必要な場合は利用者の負担となります。）</p>

9 苦情等申立先

当事業所 ご利用相談窓口	窓口担当者 高木 知子、松本 万里子、相談支援専門員 ご利用期間 随時 電話番号 076-283-7100 ご意見箱を設置しておきますのでご利用ください。
第三者委員	氏名 宝達 理恵 住所 かほく市遠塚口52番地10（七塚健康福祉センター内） 電話番号 076-285-8885 氏名 堀 久夫 住所 石川県羽咋郡宝達志水町小川2-10-1 電話番号 0767-28-4384
県の窓口を紹介	県の窓口 「運営適正化委員会」（石川県社会福祉協議会内） 住所 石川県金沢市本多町3-1-10 電話番号 076-222-8900

10 虐待防止に関する相談窓口

虐待防止に関する相談	窓口担当者 高木 知子 ご利用時間 随時 電話番号 076-283-7100 ※担当者につながらない場合は、事業所までお申し出ください
------------	--

11 虐待防止のための対応

利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、下記の対策を講じます。

- (1) 事業所における虐待防止に関する責任者の選定及び設置をしています。

虐待防止・身体拘束適正化責任者	管理者 岡田 文貴
-----------------	-----------

- (2) 成年後見制度の利用を支援しています。
 (3) 苦情解決体制を整備しています。
 (4) 職員に対し、虐待の防止を啓発・普及するための研修を実施します。
 (5) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を設置し、虐待の未然防止や虐待事案発生の検証、再発防止策の検討を行います。
 (6) 職員は、虐待を受けたと思われる障害者を発見した際やその疑いがある行為を発見した場合は、速やかに管理者および福祉事務所や児童相談所、市町担当窓口に通告します。

12 身体拘束等の適正化について

- 利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下、「身体拘束等」という。）を行わないものとしします。
- 事業所は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録するものとしします。
- 事業所は、身体拘束等の適正化を図るため、次の措置を講ずるものとする。
 - (1) 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を設置

- (2) 身体拘束等の適正化のための指針の整備
- (3) 職員に対する身体拘束等の適正化のための研修の実施

1.3 協力医療機関

医療機関の名称	北谷クリニック	石川県立こころの病院
所在地	石川県かほく市高松ア1-1	石川県かほく市内高松ヤ36
電話番号	076-281-8801	076-281-1125
診療科	小児外科、内科	精神科
入院設備	なし	有り

1.4 非常災害時の対策

非常時の対応	別途定める『ライフクリエートかほく防災計画』により対応いたします。
平常時の訓練	別途定めるに『ライフクリエートかほく防災計画』により、年2回以上避難・防災訓練を、利用者の方も参加して実施します。
防災設備	自動火災報知器 有り 誘導灯 有り ガス漏れ報知器 有り ※カーテン、布団等は防火性のあるものを使用しております。
防災計画等	責任者（管理者）：岡田 文貴

1.5 事故発生時の対応

利用者への対応	利用者が事故により、身体に障害を発生している場合は、治療・生命維持のため、必要に応じて囑託医・協力病院と連携し、可能な限り応急処置をとります。
利用者への家族への連絡	説明は原則管理責任者が行い、もし管理責任者が不在等で速やかに連絡ができない場合は、指示により代理の職員が行うものとする。
事故状況把握	事故発生状況を正確に把握するとともに、事故の概要をできるだけ迅速に事故報告書を作成する。
関係機関への届出報告	事故の程度・状況に応じて関係機関へ報告する。
利用者・家族への対応	当事業所として、事故原因等を調査し明確にした上で、適切な対応をはかるとともに、当事業所が加入する損害賠償保険会社とも相談し、法律に基づく責任および責任割合を客観的に判断したうえで、利用者・家族に対し適切な事後対応をはかります。
保険加入	事故・災害に備えて、損害賠償保険に加入しています。 加入保険会社：A I G 損害保険(株) 加入保険内容：施設損害賠償保険

16 提供するサービスの第三者評価の実施状況

実施の有無等	有
直近の受審日	令和2年3月
評価機関	(株)寺井 潔 ソーシャルワーカー事務所
評価結果の開示状況	有(ホームページにて掲載予定)

令和 年 月 日

わたしは、この紙に書いてあることをライフクリエートかほく の から
説明してもらいました。

利用者 住 所

なまえ ⑩

代理人 住 所 なまえ ⑩

(利用者との関係)

この短期入所事業を運営する管理者は、 さんがライフクリエートかほくを利用することについて、ここに書かれてあることを説明しました。

事業者 所 在 地 石川県羽咋郡宝達志水町今浜新耕128-1

名 称 社会福祉法人 四恩会

代表者の名前 理事長 真田 穰治 ⑩

ライフクリエートかほく日中一時支援事業重要事項説明書

あなたに対するライフクリエートかほくのサービス提供開始にあたり、厚生労働省令に基づいて、当事業所があなたに説明すべき事項は次のとおりです。

1 事業者の概要

経営事業所の名称	社会福祉法人 四恩会
法人所在地	石川県羽咋郡宝達志水町今浜新耕128番地1
法人種別	社会福祉法人
代表者名	理事長 真田 穰治
電話番号	0767-28-2900

2 事業の目的と運営の方針

事業の種類	日中一時支援事業
事業の目的	多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援します。
事業所の名称	ライフクリエートかほく
代表者氏名	管理者 岡田 文貴
事業所の所在地	かほく市七窪ハ7番1
電話番号	076-283-7100
事業運営の方針	<p>①自立支援・利用者主体 利用者一人一人が自分らしく生活することができるよう、利用者の意思及び人格を尊重し、当該利用者の心身の状況及びその置かれている環境に応じて、生活全体を理解し、職業支援、生活等に関する相談及び助言並びに生活全般にわたる援助を適切に行います。</p> <p>②地域との連携 施設運営にあたっては、地域との結び付きを重視し、利用者の所在する市町村、他の事業所その他保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者並びに本人が日常生活するうえで必要とされる社会的・人的資源をできる限り活用し、連携に努める。</p> <p>③県条例に定める基準の遵守 石川県条例「指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例」を遵守します。</p>

開設年月日	平成19年4月1日
利用定員	10名
利用時間	<p>利用時間は、送迎時間を含め午前8時30分から午後6時までを基本とします。送迎はほぼ決まった時間での送迎となります。そのため、午前8時30分からの利用や午後6時までの利用についてはライフクリエートかほくまでご家族による送迎が必要となります。</p> <p>ライフクリエートかほくの生活介護事業、生活訓練事業、就労継続・就労移行事業の利用者に関しては、個別の事業を考慮して、利用時間を延長することは検討します。ただし、当日の職員の勤務状況で延長できないこともあります。</p>

3 施設の概要

(1) 施設

建物	構造	鉄骨造、平屋建（準耐火構造）		
	建築面積	1,497,29㎡	延床面積	1,335,88㎡
	利用定員	68人		
敷地面積		3549,54㎡		

(2) 主な設備

設備の種類	室数	面積	共用・専用の別	備考
事務・管理部門	513.8399㎡			
事務室	1室	82.8139㎡	共用	
多目的ルーム	1室	103.7438㎡	共用	
通所者更衣室	2室	15.638㎡	専用	
医務室・静養室	1室	12.8557㎡	共用	
支援相談室	1室	12.896㎡	共用	
介護・訓練部門	299.8444㎡			
テイルーム	1室	105.3709㎡	共用	
機能訓練室	1室	32.8861㎡	共用	
プレイルーム	1室	29.1018㎡	共用	
浴室	1室	18.472㎡	専用	
短期入所部門	95.5307㎡			
和室2人部屋	1室	16.38㎡	専用	
和室1人部屋	1室	14.4㎡	専用	
洋室2人部屋	1室	18.0㎡	専用	
洋室1人部屋	1室	14.4㎡	専用	
授産部門	426.6701㎡			
食堂 1	1室	123.1358㎡	共用	

食 堂	2	1 室	41.632㎡	共用	
購 買 部		1 室	29.8113㎡	専用	
パン製造室		1 室	39.948㎡	専用	
豆腐製造室		1 室	34.7551㎡	専用	
厨 房		1 室	78.5342㎡	専用	

(3) 職員体制

職 種	員数	区 分				保 有 資 格
		常 勤		非 常 勤		
		専 従	兼 任	専 従	兼 任	
管理者	1		1			社会福祉士・精神保健福祉士
生活支援員	1				1	ヘルパー

4 職員の勤務体制

職 種	勤 務 体 制
管 理 者	正規の勤務時間帯（8：15～17：15）常勤で勤務
生活支援員	正規の勤務時間帯（12：00～18：00）常勤で勤務 専従職員は1名であるが利用者の支援は従業者全体で支援を行っていく。

5 事業の概要

(1) 日常生活動作等支援サービス

種 類	内 容
食 事	利用者の状況に応じて適切な食事準備や摂食のための介護、及び障害に応じた食事の工夫を行います。
排 泄	利用者の状況に応じて適切な排泄援助を行うとともに、排泄の自立に向けた適切な支援を行います。
入 浴	利用者の状況に応じて適切な入浴援助を行うとともに、清潔を保ち、快適で健康な日常生活が送れるよう支援します。入浴の実施は、学校の長期休業期間の月曜、水曜、金曜日です。入浴料金は300円。
移 動	移動介助（見守り）の必要がある方に対し、適切な支援を行います。
相 談 援 助	当施設は、利用者及びその家族からいかなる相談についても誠意を持って応じ、可能な限り必要な援助を行うように努めます。 ＜相談窓口＞ サービス管理責任者、相談支援専門員

(3) 日中活動支援サービス

原則的には、事業所内で自由に過ごしていただきます。日によっては、下記の内容の活動を実施することもあります。

種 類	内 容
レク・スポーツ	スポーツ、レクレーションで楽しみます。
創作的活動	園芸や手芸や工作などをして楽しみます。

(5) 保健医療サービス

種 類	内 容
健康管理	基本的に、当事業所は健康な状態での利用が原則です。有熱時や激しい疼痛がある場合などは、自宅で静養してください。 入浴を希望する利用者に関しましては、検温を実施し、有熱者の入浴は中止とさせていただきます。
服薬管理	基本的に、薬は自己管理してください。ただし、本人または保護者より服薬の管理の依頼があった場合、当事業所職員が当事業所利用時間帯に限り、管理いたします。
緊急通院・治療	当事業所利用時に、緊急な診察、治療が必要と認められる場合は、利用者のかかりつけの医療機関があれば、そこに受診します。ただし、遠方の場合は当事業所近隣の医療機関に受診します。受診の際は、当事業所職員が付き添いします。

(8) その他

種 類	内 容
サービス提供記録の保管	契約の終了後、法に定める期間保管します。
サービス提供記録の閲覧	土曜日曜・祝祭日を除く9時から16時に閲覧可能です。
サービス提供記録の複写物の交付	複写に際しては、1枚につき10円いただきます。

6 利用料

お支払いいただく利用料は次のとおりです。

(1) 自立支援給付費の自己負担額

- ・利用者本人又は扶養義務者の負担能力に応じ市町村長が定めた額を徴収いたします。

(2) 送迎費

- ・片道料金として、かほく市内は150円、かほく市周辺200円、それ以外は250円徴収いたします。但し、市町村で送迎加算が支給される場合は、その1割負担です。

(3) 食費

- ・小学生までは、朝食300円 昼食300円 夕食400円
- ・中学生より、朝食300円 昼食650円 夕食650円
- ・減免の対象となる方は、250円です。
- ・生活保護受給者の方は、0円です。

(4) 支給量外サービス利用料金

項 目	日 額	必要経費
支給量外サービス	実 費	実 費

(5) 利用者の選択により提供するサービス料金

特別な食事	実費材料費
-------	-------

(6) 利用者負担金の支払い方法

上記利用料金の支払いは、1ヶ月ごとに計算し、請求します。支払い方法は

- ①銀行引き落とし ②銀行振り込み ③現金による支払いとなります。但し、銀行振り込みによる利用料支払いにご協力くださるようお願いいたします。

(7) 実績記録への押印

毎月10日までに、実績記録を直接お渡しするか、郵送します。実績記録に押印し、返却していただきますようご協力お願いいたします。

8 秘密の保持と個人情報の保護について

①利用者及びその家族に関する秘密の保持について	<p>事業者は、利用者及び家族等の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「福祉関係事業者における個人情報の適正な取扱いのためのガイドライン」を遵守し、適切な取扱いに努めるものとします。</p> <p>○ 事業者及び事業者の使用する者（以下「職員」という。）は、サービス提供をする上で知り得た利用者及びその家族の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。</p> <p>○ また、この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後においても継続します。</p> <p>○ 事業者は、職員に業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、職員である期間及び職員でなくなった後においても、その秘密を保持すべき旨を、職員との雇用契約の内容とします。</p>
②個人情報の保護について	<p>○ 事業者は、利用者からあらかじめ文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等で使用する等、他の障害福祉サービス事業者等に、利用者等の個人情報を提供しません。また利用者の家族の個人情報についても、当該利用者の家族からあらかじめ文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議で使用する等、他の福祉サービス事業者等に利用者の家族の個人情報を提供しません。</p> <p>○ 事業者は、利用者及びその家族に関する個人情報が含まれる記録物（紙によるものの他、電磁的記録を含む。）については、善良な管理者の注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。</p> <p>○ 事業者が管理する情報については、利用者の求めに応じてその内容を開示することとし、開示の結果、情報の訂正、追加または削除を求められた場合は、遅滞なく調査を行い、利用目的の達成に必要な範囲内で訂正等を行うものとします。（開示に際して複写料などが必要な場合は利用者の負担となります。）</p>

9 当事業所ご利用の際に留意いただく事項

来訪・面会	来訪者は、職員に確認し面会して下さい。
外出	外出の際は、外出する旨を職員まで申し出ていただき確認を取って下さい。
設備・器具の利用	事業所内の設備、器具は本来の用法に従ってご利用下さい。これに反したご利用により破損等が生じた場合、賠償していただくことがあります。
喫煙・飲酒	喫煙は敷地内の決められた場所で行います。館内は全館禁煙です。飲酒は、事業所内行事以外は全面禁酒となります。
貴重品の管理	貴重品につきましては、利用者の責任において管理していただきます。なお、ご依頼があれば、鍵のついた場所等で管理します。
宗教活動・政治活動・営利活動	利用者の思想、信教は自由ですが、他の利用者に対する宗教活動、政治活動及び営利活動はご遠慮下さい。

10 苦情等申立先

当事業所 ご利用相談窓口	窓口担当者 高木 知子、松本 万里子、相談支援専門員 ご利用期間 随時 電話番号 076-283-7100 ご意見箱を設置しておきますのでご利用ください。
第三者委員	氏 名 宝達 理恵 住 所 石川県かほく市遠塚リ口52番地0 電話番号 076-285-8885 氏 名 掘 久夫 住 所 石川県羽咋郡宝達志水町小川2-10-1 電話番号 0767-28-4384
県の窓口を紹介	県の窓口 「運営適正化委員会」（石川県社会福祉協議会内） 住 所 石川県金沢市本多町3-1-10 電話番号 076-222-8900

11 虐待防止のための対応

利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、下記の対策を講じます。

- (1) 事業所における虐待防止に関する責任者の選定及び設置をしています。

虐待防止・身体拘束適正化責任者	管理者 岡田 文貴
-----------------	-----------

- (2) 成年後見制度の利用を支援しています。
 (3) 苦情解決体制を整備しています。
 (4) 職員に対し、虐待の防止を啓発・普及するための研修を実施します。
 (5) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を設置し、虐待の未然防止や虐待事案発生の検証、再発防止策の検討を行います。

- (6) 職員は、虐待を受けたと思われる障害者を発見した際やその疑いがある行為を発見した場合は、速やかに管理者および福祉事務所や児童相談所、市町担当窓口に通告します。

1.2 身体拘束等の適正化について

- 1 利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下、「身体拘束等」という。）を行わないものとしします。
- 2 事業所は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録するものとしします。
- 3 事業所は、身体拘束等の適正化を図るため、次の措置を講ずるものとする。
 - (1) 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を設置
 - (2) 身体拘束等の適正化のための指針の整備
 - (3) 職員に対する身体拘束等の適正化のための研修の実施

1.3 協力医療機関

医療機関の名称	北谷クリニック	石川県立こころの病院
所在地	石川県かほく市高松ア1-1	石川県かほく市内高松ヤ36
電話番号	076-281-8801	076-281-1125
診療科	小児外科、内科	精神科
入院設備	なし	有り

1.4 事故発生時の対応

利用者への対応	利用者が事故により、身体に障害を発生している場合は、治療・生命維持のため、必要に応じて嘱託医・協力病院と連携し、可能な限り応急処置をとります。
利用者への家族への連絡	説明は原則管理責任者が行い、もし管理責任者が不在等で速やかに連絡ができない場合は、指示により代理の職員が行うものとする。
事故状況把握	事故発生状況を正確に把握するとともに、事故の概要をできるだけ迅速に事故報告書を作成する。
関係機関への届出報告	事故の程度・状況に応じて関係機関へ報告する。
利用者・家族への対応	当事業所として、事故原因等を調査し明確にした上で、適切な対応をはかるとともに、当事業所が加入する損害賠償保険会社とも相談し、法律に基づく責任および責任割合を客観的に判断したうえで、利用者・家族に対し適切な事後対応をはかります。

1.5 非常災害時の対策

非常時の対応	別途定める『ライフクリエートかほく防災計画』により対応いたします。
--------	-----------------------------------

平常時の訓練	別途定めるに『ライフクリエートかほく防災計画』により、年2回以上避難・防災訓練を、利用者の方も参加して実施します。
防災設備	<ul style="list-style-type: none"> ・自動火災報知器 有り ・誘導灯 有り ・ガス漏れ報知器 有り ※カーテン、布団等は防火性のあるものを使用しております。
防災計画等	責任者（管理者）：岡田 文貴

令和 年 月 日

わたしは、この紙に書いてあることを「ライフクリエートかほく」の から説明してもらいました。

利用者 住 所

なまえ ⑩

代理人 住 所

なまえ ⑩

(利用者との関係)

この日中一時支援事業を運営する管理者は、 さんが「ライフクリエートかほく」を利用することについて、ここに書かれてあることを説明しました。

事業者 所 在 地 羽咋郡宝達志水町今浜新耕128-1

名 称 社会福祉法人四恩会 ライフクリエートかほく

代表者の名前 理事長 真田 穰治 ⑩